

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

医療法人の在宅医療に関連する患者の慶弔、 禍福に際し支出する金品等の費用の取扱いについて

《内容》

クライアントの医療法人A社は、在宅医療を行っており、患者の自宅で看取りをする際に諸手続きのため患者宅へ伺うことがあります。この時に、お供え・お悔みの意を込めて花束を持っていくようにしています。金額は、一件当たり3,000円と決めており、すべての患者家族に対して行っています。この花束の購入費用は、交際費以外の費用として処理することは認められますか。

『答』

ご質問における医療法人A社の患者さん及びその家族は、医療法人の売上先である事業関係者に該当し、交際費等に該当するものと考えられます。

なお、少額物品の交付に要する費用（おおむね3,000円以下）を交際費に該当しないものとするところができる取扱いが設けられています（措通61の4(1)-3～措通61の4(1)-5）が、本件ケースのような花束の購入贈答費用については、この対象とはなっていません。

(解説)

1 税法上の交際費等は、租税特別措置法第61条の4第4項の規定において「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」と定義されています。ただし、主として広告宣伝費、福利厚生費、給与等の他科目に属する性質のものは、交際費等の範囲から除かれています（措通61の4(1)-1）。

交際費等に含まれる費用の具体的な範囲等については、租税特別措置法通達61の4(1)-15に例示されています。

なお、この取り扱いにおいては、得意先、仕入先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用については、得意先等への贈答の性格を有するものとして交際費等に該当する、との取扱いを原則としつつ、個別にこの範囲から除かれているものは、広告宣伝費や福利厚生費など、他科目に属す

る性質を有するものと認められる費用です。

具体的には、次のようなものとされています。

- イ 慶弔、禍福に際し支出する金品であっても、従業員等（従業員等であった者を含む）又はその親族等に対するものは福利厚生費とされ（措通61の4（1）－10）、
- ロ 被災者に対し災害発生後相当期間内に支出する災害見舞金等については取引先を復旧させることにより自己の損失の防止が図れるもの又は広告宣伝的要素を有するものであり（措通61の4（1）－10の2～61の4（1）－10の4）、
- ハ また、協同組合等が福利厚生事業の一環として組合員等に支出する災害見舞金等については協同組合等の性格にかえりみ（措通61の4（1）－11）、
- ニ さらに、自己又は特約店等の専属セールスマン等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って交付する金品の費用（措通61の4（1）－13（3））、自己の工場、工事現場等の下請企業の従業員等に対し、その業務の遂行に関連して受けた災害に伴い、自己の従業員等に準じて支出した見舞金（措通61の4（1）－18（1））や慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支出する金品の費用（措通61の4（1）－18（4））についても、自己の従業員等に準ずるものとして支出するものであるから、福利厚生費的なものとして、それぞれ交際費等とは取り扱われないこととされています。

2 ご質問における医療法人A社の患者さん及びその家族は、医療法人の売上先である事業関係者に該当し、その慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用については、上記の通達で個別に交際費等の範囲から除かれているような他科目に属する性質を有する費用には該当しないものと思われまので、原則的な取扱いにしたがい、交際費等に該当するものと考えられます。

なお、法人がその得意先に対して購入単価が少額（おおむね3,000円以下）である物品を売上割戻し等の算定基準と同一の基準で交付している場合や、物品が景品付販売に係る景品として交付されている場合には、少額物品の交付に要する費用を交際費に該当しないものとする事ができる取扱いが設けられています（措通61の4（1）－3～措通61の4（1）－5）が、本件ケースのような贈答費用については、この対象とはなっていません。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。